

二

時事新報ハ一年百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞									
送料廣告料ハ左ノ如シ									
一歳二回〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓									
○時事新報社ヨリ直通ニ郵便ニテ送スルモノニ限り本文定價ノ外ニ									
諸月二十六銭ノ内送料ヲ申受ケ									
時事新報廣告料前金一円ニ付									
一行廿四字詰	一日版	二日以上	七日以内	十五日迄	十六日以上				
自一行至十行	十	錢	八	錢	七	錢	二	兩六錢	八
自十一行至卅行	九	錢	七	錢	六	錢	三	屋	五
三十一行以上	八	錢	六	錢	五	錢	五	五	五

田馬新編

所より官立の學校と私立の學塾とを比較して學科々程の優劣如何んを論じたらば學塾の不規律不完全なる一見して驚くに堪へるの次第もあらんあれども斯る不規律の門よりして有爲の人物を出したると決して官立の學校に譲ざるの例あるも全くは講堂教育の束縛より以て人才の發達を妨げざるの利益なりと云ひざる可らず我輩の見る所と以てそれば今之華族就學規則の如きは之を一般官立學校の制限に較べて其規律の嚴重あると遙か數等の上より位する者にして隨て人を模型の中に胸治モるは憂なからべきやと諸氏の爲先に聊り掛念する所のものあり且つ一步を進めて論ずるに今之華族と一概に無教育ありと爲すの論者もあらんれども我輩の解する所に於ては謂ゆる其無教育といひ唯單に實用上の學に暗らくして世事に不通なりと云ふの意味にして若しも文學美術の點より其人の學問を評したば獨り無教育ありと爲す能ひざるのみならず其道より堪能にして廣く諸藝の心得あると云ふ常人の遙に及ばざる所も多からん舊時の公卿が詩を賦し歌を詠して花晨月夕に風流文墨を事とし或は琴書畫の鑑に於て韻事と謂はせたる等の趣に至りては千古より其芳談と留めたる者も少くらず斯る次の祖先は戰場に慟哭沐浴したる義烈果敢の武將であるに拘はらず後世の主公は詩歌管絃を弄んる其優美なること徳川三百年の治世中、殆んど大名高家普通の習俗とも云ふ可きほどの有様なりた即ち文事一片の心得に於ては充分ある者ありと雖も未だ之と以て昔の大名に

る足らず封建の昔し威迫恐嚇を以て貴族の聲望を擧ぎたる時代あらば兎も角も文明の今日社會の標準たるべき華族にして漠然たる一種品格の餘光と假て己れの尊敬を保たんとするが如きは抑先誤まりの甚しき者ア西洋の君主國に於ては皇子皇孫の尊きと以てして尙ほ世間通常の學校に教育を受け民間の青年子弟と眠食と與ふるの事例多けども未だ其品格を落したるの談と聞かず况んや一般の貴族とや断じて憂ふるに足らざるなり

以上の所論果して是なまどもさば華族諸氏が今の華族學校を中心にして子弟の教育と統轄せんとするは自家の不利のみあらず天下の爲めに其財産門地を利用せんとする経世の眼より視ても惜しむ可き次第なれば早く此中心は束縛と離れて世間通常の學校に於て其教育と藉ましむるの手段とぞ大切あれ我輩は諸氏の之と行ふに勇なると祈る者なり

○閣令第三十三號

本年(七月)勅令第三十七號文官試験試補及見習規則第二十九條在職判任官ニシテ直ニ本官ニ任スルヲ得ル者ハ在職三年ニ満ル者ニ限ル若シ三年ニ満サル者ハ先試補ニ任用シ前後通算シテ三年ニ満ルナ侍テ本官ニ任スルモノトス

明治廿年十一月七日　内閣總理大臣伯爵伊藤博文

閣令第二十三號

明治二十年七月勅令第三十七號抄錄

第二十九條 在職判任官ニシテ高級試験ヲ經當選シタル者ハ要セズ缺員アル場合ニシテハ直ニ本官ニ任スルコトヲ得

○日本郵船會社命令書中退加　日本郵船會社命令書中左の如く追加したる旨昨七日遞信大臣より同社へ達せり(遞信省)

市民は一層氣力と加へ事業上の計畫も頻々起り從て商工諸會社の陸續設立を見るに至りたるが其事柄は種々様々にて水陸運送の便と聞くもあり或は土産の販路を擴張するもあり市街電燈點火の計畫等一々枚舉に暇なうえ又紡績及び織物等は工場も追々増設して從前唯公債證書を守護するの外餘念あき引込思案の徒すら進んで其發起人と爲り又株主と爲り漸く實業に意意思を傾くるの有様とはあれど左れば土地の金満家は是迄多數人の集合せる席も列り廣く人に接し又交を通するなどは最も嫌ふ處ある間に近來多少世事に耳目と觸れるの氣風を生じては東京其他より商工業に關係ある人の來遊するに會すれば懇切に待遇して其談話と聞かんことを務め又時として集會の席にも招れて互々交際を通すると考り中には店の改革を實施して帳簿も簿記様に改むる坏滅新作を喜ぶの有様となぞ今春以來は人を務め又時として集會の席にも招れて互々交際を通すると考り中には店の改革を實施して帳簿も簿記様に改むる坏滅新作を喜ぶの有様となぞ今春以來は一般に洋服の流行を外し金満家にして夏冬一通り施の洋服を貯へざる者はなぞといへり左れば洋服屋は爲に非常の繁昌を致し退々新に開業しるも多く又西洋雜貨店老舗草屋西洋酒販賣店は如だも到る所に增加老市街の有様は愈々一新をべひ勢あり候て又茲に二三工場の實況を記載せんに愛知縣紡績所は明治十四年其筋より八千錘の紡績器機を拂下げたる者なるが種々の事情ありて一昨十八年に至り始て工場を新築し差詰め四千錘の器械と据付四十馬力の蒸氣機關とて之が導導を始めふるに恰も好し昨年以來各地の織場にて紡絲の需用額に増加したる折柄同所の職工等も漸次製絲の熟練と積み來りて製絲の高も日に月々増加を既に本年前

如何を試みたるに非常の賣捌を申立來るが爲めに備中なりとの報あり
増し今後ハ服地穀上げ
○青森通信 十一月二日
縣會 暫時縣會は愈々本費及び縣會議諸費の汨
通常會を開く筈なり
橋架設 青森灣は遠浅運搬頗る困難なれば今度
んとの議起り過般鐵道社
て其見込を問合せしに於
のとなりしが之を地方稅
らざれば技師と協議の上
負擔するの内約整ひ
圓餘は地方稅を要すべし
千圓を寄附すべしと約
たる地方稅の出費にして
とは即ち是なりといふ
ぎ明年五月鐵道起工前には
馬盜 本縣下南部地方は
馬の善惡とは必ず盜み取
於て之と撲殺し皮を剥
自然牛馬を野飼する能は
る男子と設け考もてふは
○子殺しの自首 神田區
の石川縣平民燐瓦職北出
婦てふ(二十)を妻にして

に暗らたの咎と云ふの外なかる可し今之華族諸氏も文の心得に於て昔の大名に讓らざる勿論あるべども謂ゆる文弱の文にして素より實用又無縁なれば、子弟の教育法と講ずるにも漫然たる讀書作文と以足れりとするに止まらず其大本に溯りて教育全體の變革を加ふるに非されば今の青年子弟の人もさき次第と云ふ可故に華族子弟の爲めにそるに其教の方法は學科々程の外に於て積弱の心身を一變せしべた新手段を用ふると最も大切にして若しも此手段行はれざる限りは尋常一樣の講堂教育は所詮其効にあしと断言して差支えあかる可し

一説に華族子弟の體格は虛弱にて世間の少年と伍同するも望むべきに非されば隨て其學校を別々とは實際に已み難き次第なると云ふ者あり自ら一體あるよ似たれども其虛弱の懸隔を矯ひるの法は今のが全く其教育を別にそると又之に反對して民間の子弟と伍と爲し其中に混同して同窓共學を隨意ならしむと孰れが利益多きるべきや優者の群中より劣者其跡と能むる能はざるは物の定則にして虛弱なる華族の子弟が活潑なる民間の學生と同一場裏に競争するの困難なるは數々於て明白なれども錦衣の公子必ずしも皆虛弱のみに限るべからず或は天性は虛弱なるも人爲の練修となり或は華族の子弟と民間の學生と混同すれば其品格を珍しからぬ話にして縱令へ體格云々の遺辭を用ふるゝ我輩は決して華族教育の特別主義と贊成し能はざるか我輩は決して華族教育の特別主義と贊成し能はざるを教すの憂ありと言ふか此言亦以て特別主義の防禦と

日本郵船會社
明治十八年九月二十九日其會社へ下付シタル命令
中第二十八條第三項ノ次ヘ左ノ一項ヲ加フ
其會社ノ收入金少ナキカ爲メ以上ノ割合ニ從ヒ
立金ヲ爲シ得サル場合ニ於テハ通常海陸ノ經費
ヒ旨債利子ヲ引去リ其殘額ヲ以テ各項ニ割合積
ツヘシ

明治廿年十一月七日 遣信大臣子爵復本武揚
(以上本年十一月八日官報)

○ 東京府の學事 本年十月中東京府に於て小學校數校
の免許狀を授與せし者二人或る學科の免許狀同三十四人
人高等科授業生同八人尋常科授業生同三人簡易科授業生
生同一人裁縫科授業生同五人又學校設立の認可は二上
二校廢校は十校あり玄といふ

○ 入園生徒の總計 教導團に於て本年召募生徒の應募
者は意外に增加し各府縣にて總計三千二百五十二名
して合格者は七百五十六名なりしが右合格者の内採用
の人員は都合六百九十四名より隊別人員は歩兵科四百
五十名 確・兵科百三名、騎兵科七十名、工兵科卅七名、
哨手卅四名又生徒の入期期限は來る十二月四日より
十五日迄と定めたるよし

○ 名古屋商工業近狀 尾州名古屋は三都に次ぐ繁盛の
都會あれども市内の富家豪商兎角進取の氣象に乏しく
常に世事の變遷に刺衝せらるゝも依然として舊態を改
めざりしか近來は遂に全體の商勢に變動を惹起し漸く
商賣上の習慣も破れ多少有爲の商人に活動の餘地を得
せしめ殊に本年春以來は全般の景氣も稍回復志て諸物
貨の捌け行くと同時に漸く直段上騰の勢ひかるに依る

卷之三

卷之三

卷之三

明治十八年九月二十九日其會社へ下付シタル命令
中第二十八條第三項ノ次ヘ左ノ一項ヲ加フ
其會社ノ收入金少ナキカ爲メ以上ノ割合ニ從ヒ
立金ヲ爲シ得サル場合ニ於テハ通常海陸ノ經費
ヒ旨債利子ヲ引去リ其殘額ヲ以テ各項ニ割合積
ツヘシ

卷之三

右ハ達族從五位子爵稻垣太祥所有ノ分今般世襲出資ト
爲レ度旨願出候趣宮内大臣ヨリ被達候條故降アル者ハ
來ル十二月十五日迄ニ當銀行へ申出アルヘ
但券番號承知度者ハ當銀行株式掛ヘ申出有レシ
明治二十年

○常集會并而
來ル十二日午後二時ヨリ
ノ常集會并臨時總集會